

令和7年西東京市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 日 時 令和7年2月18日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時15分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 後 藤 彰
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
委 員 穴 戸 鈴 子
- 5 出席職員 教 育 部 長 早 川 礼 成
教 育 部 特 命 担 当 部 長 岡 本 範 子
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 企 画 課 長 飯 島 陽 子
学 務 課 長 近 藤 直
教 育 指 導 課 長 田 村 孝 夫
統 括 指 導 主 事 高 野 郁 子
指 導 主 事 内 藤 幸 雄
教 育 部 副 参 与 兼 教 育 支 援 課 長 田 中 彰
社 会 教 育 課 長 大 内 和 泉
公 民 館 長 福 所 良 幸
図 書 館 長 大 庭 心 平
- 6 欠席職員 教 育 部 主 幹 （ 教 育 企 画 課 ） 栗 林 武
- 7 事 務 局 教 育 企 画 課 長 補 佐 兼 企 画 調 整 係 長 佐 々 木 通
- 8 傍 聴 人 1人

令和 7 年西東京市教育委員会第 2 回定例会議事日程

日 時 令和 7 年 2 月 18 日（火）午後 2 時から
場 所 田無第二庁舎 4 階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第 7 号 西東京市教育委員会表彰について
- 第 3 協議事項 市長の権限に属する事務の補助執行について
- 第 4 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 7 年第 2 回定例会
(2 月 18 日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○後藤教育長 ただいまから令和7年西東京市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出はありませんが、途中で申し出があった場合は入室を認めることとします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は山田委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○後藤教育長 それでは、本日は山田委員にお願いいたします。

○後藤教育長 日程第2 議案第7号 西東京市教育委員会表彰について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 議案第7号 西東京市教育委員会表彰について、説明申し上げます。

西東京市教育委員会表彰とは、他の模範となる顕著な姿勢や努力が認められる児童、生徒及びそれらの者で構成される団体並びに西東京市の教育、学術、技術、芸術、体育等の振興に寄与し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰するものでございます。本議案は、合計23人、3団体に対する表彰について提案するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料を御覧ください。

1枚おめくりいただきまして、A3判の資料を御覧ください。それぞれの被表彰候補者の推薦理由の詳細をまとめております。

1番から20番の方は、西東京市教育委員会表彰規則第2条に該当する市立学校に在学する児童、生徒及びそれらの者で構成される団体を対象としたもので、人命救助及びこれに類する行為を行った方々や、他の模範となる顕著な姿勢や努力が認められた方々でございます。

続きまして、21番と22番の方々は、西東京市教育委員会表彰規則第3条に該当する市内に居住又は勤務等する個人及び市内に所在する団体を対象としたもので、教育の普及及び振興について特に功績のあった皆様でございます。

続きまして、23番から26番の方々は、西東京市教育委員会表彰規則第4条に該当する市立学校、その他の教育機関に勤務する職員又は勤務していた職員及び西東京市教育委員会から任命又は委嘱された非常勤特別職の方々に、特に功績のあった皆様でございます。

以上、23人、3団体の方々につきまして、教育委員会表彰の対象者とするものでございます。

なお、表彰式につきましては、開催する予定とさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○山田委員 討論というわけじゃないですけども、私はこの表彰のたびに口酸っぱくいろいろ文句を言って、耳ざわりだったと思いますが、今回こういう形になって、非常に子

どもたちが勇気づけられるような賞になったんじゃないかなと思いますので、ありがとうございました。

○後藤教育長 ほかに討論はございませんか。——討論を終結します。

これより議案第7号 西東京市教育委員会表彰について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第3 協議事項に入ります。

協議事項 市長の権限に属する事務の補助執行について、を議題といたします。協議の趣旨について、事務局より説明をお願いいたします。

○早川教育部長 市長の権限に属する事務の補助執行について、説明申し上げます。

本件は、市長の権限に属する事務について補助執行とすることについて、市長より通知がございましたので、協議をお願いするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、協議文の写しでございます。

本協議は、令和7年2月12日付で西東京市契約事務規則が改正され、令和7年4月1日の施行により、課において行う契約のうち、工事の請負を1件の契約予定額が50万円未満の契約から、1件の契約予定額が130万円未満の契約と契約できる範囲が拡大されることに伴い、規定を整理するものでございます。

教育委員会につきましても、教育委員会の所掌事務に係る1件の所要経費の予定額が50万円以下の契約及び検査に関することが主管課契約となっておりますので、合わせる形で、工事請負については、1件の契約予定額を130万円未満の契約に拡大するものでございます。

協議内容といたしましては、課において行う契約として規定される西東京市契約事務規則第68条第1項第1号、こちらは工事の請負で1件の契約予定額が130万円未満の契約になります。及び第2号、こちらは1件の契約予定額が130万円未満の工事の請負契約のほか、1件の契約予定額が50万円未満の契約になります。これらは教育委員会の課長及び館長の補助執行とするものでございます。

また、当契約規則第68条第1項第3号、こちらは市長が別に定める基準に該当する所管課での契約となります。または第4号、こちらは1号、2号、3号以外に契約課長が所管課で契約することが適当と認めたものになります。この3号と4号に規定するもののうち、1件500万円以上3,000万円未満の契約の締結については、教育委員会の部長及び担当部長に、1件500万円未満の契約の締結に関することを教育委員会の課長及び館長の補助執行とするものでございます。

教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶことにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条の規定により、市長の職務権限とされておりますので、教育委員会の補助執行とするためには、地方自治法第180条の2の規定による協議を必要とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、市長の権限に属する事務の補助執行について（協議）、に

ついでの説明とさせていただきます。

○後藤教育長 ただいま教育部長から協議の趣旨が述べられました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

それでは、お諮りいたします。この協議事項について、教育委員会として同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、協議事項 市長の権限に属する事務の補助執行について、に同意することといたします。

○後藤教育長 日程第4 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。

○山田委員 2点あるんですけれども、1点は、西東京市において、がん教育がどういうふうに行われているかということをお聞きしたいなというふうに思います。

○高野統括指導主事 本市におけるがん教育についてお答えいたします。本市のがん教育は、学習指導要領に定められております保健体育、また保健の時間の指導によって行われておりますので、小学校の高学年と、あと中学校と、義務教育中2回行われる予定が入っております。いずれも教育課程にのっとって行われていることが確認されております。

○山田委員 ありがとうございます。たしか学習指導要領かな、外部の有識者とか、がん経験者とか、そういう人たちを呼んで子どもたちへの教育をというようなことがあると思うんですけれども、その辺はがんの専門のお医者さんとか、実際にがんを体験した方等をお呼びしているのでしょうか。

○高野統括指導主事 外部の有識者等についてお答えいたします。小学校につきましては、市の中の健康課の方、それから中学校につきましては佐々病院の方を外部の有識者としてお招きしております。

○山田委員 実際のがん経験者はまだお呼びしていない……。

○高野統括指導主事 市教育委員会としてはお招きしておりません。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

もう1点は、このところ児童・生徒の自死が、かなり数が増えているというふうに聞いているんですけれども、西東京市の実態というのはどのような状態か教えていただけますでしょうか。

○田村教育指導課長 近々というところで5年間で、西東京市立小・中学校の児童・生徒におきましては、自死はありません。

以上でございます。

○山田委員 ありがとうございます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和7年西東京市教育委員会第2回定例会を閉会します。ありがとうご

ざいました。

午 後 2 時 15 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員